

# 第1回 国民健康保険事業の運営に関する協議会

と き 平成30年5月28日(月) 午後2時

ところ 恵那市役所 災害対策室

## 1. 開 会

## 2. 市長あいさつ

## 3. 会長あいさつ

## 4. 議事録署名者の指名

## 5. 平成30年度恵那市国民健康保険料の保険料率について(諮問)

## 6. 議 事

### ① 議 事

議第1号 平成30年度恵那市国民健康保険料の保険料率について(資料1)

### ② 報 告

報第1号 平成29年度恵那市国民健康保険事業特別会計事業状況並びに平成30年度予算について(資料2)

報第2号 平成29年度恵那市国保上矢作病院事業状況並びに平成30年度予算について(資料3)

報第3号 平成29年度恵那市国保診療所事業状況並びに平成30年度予算について(資料4)

報第4号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について(資料5)

### ③ その他

・特定健康診査について(資料6)

・その他

## 9. 閉 会

# 国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

平成30年4月

種別	氏名	推薦団体等	委員任期
1号委員 (被保険者代表)	三宅 智子	公募	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	加藤 延子	公募	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	阪上 美代子	市スポーツ推進委員連絡協議会	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	吉田 宏子	市食生活改善連絡協議会	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
2号委員 (保険医、保険薬剤師代表)	大澤 耕太郎	おおさわ医院	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	林 浩介	林外科・内科	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	木村 謙三	木村歯科	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	山田 康志	うさぎ薬局	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
3号委員 (公益代表)	坪井 弥栄子	市地域協議会	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	細井 健吉	市地域協議会	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	宮地 政臣	恵那市社会福祉協議会	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
	工藤 邦夫	恵那市民生児童委員協議会	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで
4号委員 (被用者保険代表)	林 泰尚	岐阜県被用者保険等保険者 連絡協議会(全国健康保険 協会岐阜支部)	平成29年4月 1日から 平成31年3月31日まで

## 事務局名簿

区分	氏名	
恵那市長	小坂 喬 峰	
市民サービス	部長	松村 和 佳
	保険年金課長	原田 一 宏
	係 長	平野 圭
	主 査	安藤 理 恵
医療福祉部	部長	可知 高 弘
	地域医療課長	原田 義 己
	地域医療課管理官	平林 恵 明
	上矢作病院事務長	鈴木 幸 枝
	岩村診療所事務長	鶴見 敬 太郎
	医療施設係長	大木 靖 央
	健幸推進課長	三宅 千 春
健幸推進課長補佐	早川 みどり	

( 1 ) 平成 30 年度恵那市国民健康保険料の  
保険料率について

平成30年度 保険料の算定について(案)

●平成30年度 県が示す恵那市の標準保険料率(平成30年1月30日岐阜県健康福祉部長通知)

	H30年度保険料率(案)				H29年度保険料率			
	所得割	均等割	平等割	資産割	所得割	均等割	平等割	資産割
医療分	6.41%	25,719 円	19,130 円	0%	6.50%	29,000 円	22,800 円	32.30%
(前年度対比)	-0.09%	-3,281 円	-3,670 円	-32.30%				
後期高齢支援分	2.34%	9,448 円	7,028 円	0%	1.10%	5,400 円	4,000 円	5.15%
(前年度対比)	1.24%	4,048 円	3,028 円	-5.15%				
介護納付金分	1.68%	8,741 円	4,459 円	0%	1.50%	9,400 円	4,700 円	10.20%
(前年度対比)	0.18%	-659 円	-241 円	-10.20%				

(1)平成29年度所得(H29.5.18現在)のH30年度の料率での算定

	加入者数	保険料賦課総額	1人当たりの保険料
医療分	11,785	713,229,279	60,520
後期高齢支援分	11,785	259,009,578	21,978
介護納付金分	3,506	74,579,853	21,272
計		1,046,818,710	103,770

(参考)平成29年度所得(H29.5.18現在)のH29年度の料率での算定

	加入者数	保険料賦課総額	1人当たりの保険料
医療分	11,785	858,592,454	72,855
後期高齢支援分	11,785	155,557,211	13,200
介護納付金分	3,506	81,606,759	23,276
計		1,095,756,424	109,331

(2)平成30年度国民健康保険事業費納付金(平成30年4月12日岐阜県知事通知)

	一般	退職	計
医療分	927,143,749 円	2,963,158 円	930,106,907 円
支援分	300,960,818 円	1,084,969 円	302,045,787 円
介護分		83,442,376 円	83,442,376 円
		<b>A</b> 1,315,595,070 円	

## (4)平成29.30年度の歳入歳出見込み

(単位:円)

		平成29年度決算見込額	平成30年度予算額	平成30年度見込額
歳入	現年保険料	1,056,298,577	1,122,141,000	1,122,141,000
	過年保険料	43,955,981	25,346,000	25,346,000
	国庫支出金	1,108,353,526	0	0
	療養給付費交付金	58,647,000	0	0
	前期高齢者交付金	1,892,625,094	0	0
	県支出金	302,948,746	3,496,576,000	3,496,576,000
	共同事業交付金	1,160,508,916	0	0
	一般会計繰入金	429,849,506	417,305,000	417,305,000
	その他収入	9,879,863	5,230,000	5,230,000
	繰越金	265,894,824	1,000	<b>B</b> 287,955,462
	基金繰入金	149,116,000	1,000	1,000
	<b>歳入合計</b>	<b>6,478,078,033</b>	<b>5,066,600,000</b>	<b>5,354,554,462</b>
歳出	総務費	125,291,543	140,842,000	140,842,000
	保険給付費等	3,641,651,208	3,435,040,000	3,435,040,000
	国保納付金	-	<b>A</b> 1,315,597,000	1,315,597,000
	老人保健・前期高齢者拠出金	1,984,479	0	0
	共同事業拠出金	1,208,078,661	11,000	11,000
	保健事業費	64,426,463	88,718,000	88,718,000
	その他支出金	57,386,160	84,435,000	84,435,000
	後期高齢者支援金拠出金	630,399,520	0	0
	介護納付金	213,172,801	0	0
	基金積立金	247,731,736	1,957,000	1,957,000
	<b>歳出合計</b>	<b>6,190,122,571</b>	<b>5,066,600,000</b>	<b>5,066,600,000</b>
<b>歳入 - 歳出</b>		<b>B</b> 287,955,462	0	287,954,462

## (5)国民健康保険給付基金の状況

平成26年度末 基金残高	381,387 千円
平成27年度 基金積立額	72,375 千円
〃 取崩額	0 千円
平成28年度 基金積立額	187,760 千円
〃 取崩額	33,355 千円
平成29年度 基金積立額	247,732 千円
〃 取崩額	149,116 千円
現在の基金残高	<b>706,783 千円</b>

## 都道府県標準保険料率及び市町村標準保険料率の算定結果の公表について

### <都道府県標準保険料率>

- 全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料の標準的な水準を表す数値。
- 所得割と均等割の2方式により算定。

### <市町村標準保険料率>

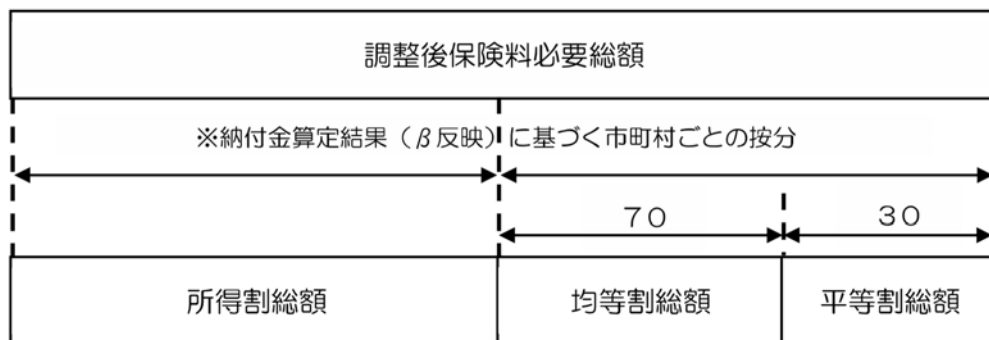
- 県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料（税）率の標準的な水準を表す数値。
- 所得割、均等割及び平等割の3方式により算定。

※標準保険料率は、法令で定められた統一のルールに基づき算定した理論上の数値で、実際に被保険者に賦課される保険料（税）率ではありません。

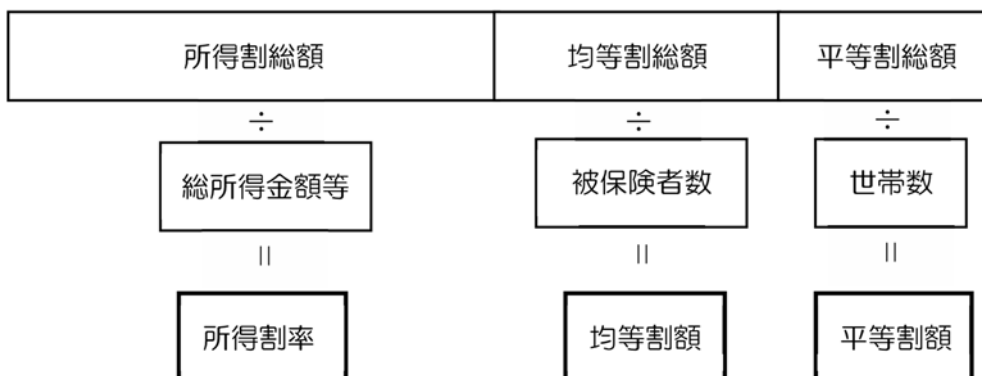
※各市町村は、市町村標準保険料率を参考にするとともに、当該市町村の国民健康保険の加入者の所得、世帯構成の状況等を総合的に勘案した上で実際の保険料（税）を決定します。

### 【市町村標準保険料率の算定方法】

(1) 必要総額を賦課割合で按分する。



(2) 所得割率・均等割額・平等割額を算出する。



# 1 都道府県標準保険料率

医療分		支援金分		介護分	
所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)
6.67	37,946	2.38	13,471	2.02	15,089

# 2 市町村標準保険料率

市町村名	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
岐阜市	7.33	29,435	21,894	2.39	9,643	7,172	2.17	11,283	5,755
大垣市	7.36	29,528	21,964	2.45	9,869	7,341	2.14	11,147	5,686
高山市	6.35	25,472	18,947	2.34	9,425	7,011	2.35	12,222	6,234
多治見市	6.12	24,548	18,259	2.20	8,855	6,587	1.95	10,170	5,188
関市	6.00	24,091	17,920	2.27	9,158	6,812	1.93	10,076	5,140
中津川市	6.26	25,132	18,694	2.33	9,408	6,998	1.76	9,188	4,687
美濃市	6.90	27,679	20,588	2.42	9,768	7,265	1.97	10,241	5,224
瑞浪市	6.70	26,903	20,011	2.25	9,050	6,731	1.86	9,713	4,955
羽島市	6.53	26,199	19,487	2.30	9,275	6,899	2.09	10,879	5,549
恵那市	6.41	25,719	19,130	2.34	9,448	7,028	1.68	8,741	4,459
美濃加茂市	6.00	24,061	17,897	2.30	9,272	6,897	2.01	10,479	5,345
土岐市	6.59	26,440	19,667	2.21	8,908	6,626	1.82	9,504	4,848
各務原市	6.92	27,752	20,643	2.33	9,395	6,988	2.05	10,667	5,441
可児市	6.05	24,293	18,070	2.46	9,927	7,384	2.00	10,397	5,303
山県市	6.53	26,192	19,483	2.25	9,069	6,746	2.20	11,479	5,855
瑞穂市	6.72	26,967	20,059	2.39	9,620	7,156	2.01	10,493	5,352
飛騨市	5.60	22,489	16,728	2.33	9,382	6,979	1.82	9,482	4,837
本巣市	6.23	25,011	18,604	2.36	9,507	7,072	1.97	10,286	5,247
郡上市	6.25	25,088	18,661	2.31	9,303	6,920	1.97	10,285	5,246
下呂市	6.88	27,629	20,551	2.24	9,037	6,722	1.89	9,841	5,020
海津市	6.41	25,715	19,128	2.35	9,468	7,043	1.81	9,410	4,800
岐南町	6.62	26,582	19,772	2.37	9,555	7,107	2.12	11,069	5,646
笠松町	7.08	28,408	21,130	2.38	9,581	7,127	2.15	11,202	5,714
養老町	5.05	20,274	15,080	2.26	9,115	6,780	1.91	9,960	5,081
垂井町	6.22	24,971	18,574	2.34	9,436	7,019	1.93	10,074	5,139
関ヶ原町	6.34	25,433	18,918	2.21	8,912	6,629	1.80	9,366	4,778
神戸町	6.77	27,155	20,199	2.16	8,712	6,480	1.83	9,550	4,871
輪之内町	6.69	26,857	19,977	2.40	9,658	7,184	1.87	9,747	4,972
安八町	6.40	25,665	19,091	2.32	9,340	6,948	1.87	9,720	4,958
揖斐川町	6.40	25,687	19,107	2.35	9,456	7,034	1.80	9,395	4,792
大野町	6.68	26,818	19,948	2.33	9,404	6,995	1.86	9,706	4,951
池田町	5.65	22,674	16,866	2.30	9,275	6,899	2.00	10,401	5,305
北方町	6.35	25,503	18,970	2.29	9,249	6,880	1.95	10,179	5,192
坂祝町	4.83	19,379	14,415	2.28	9,172	6,822	1.83	9,517	4,854
富加町	5.76	23,122	17,199	2.30	9,265	6,892	1.67	8,727	4,451
川辺町	4.87	19,537	14,532	2.31	9,321	6,933	1.95	10,180	5,193
七宗町	4.28	17,185	12,783	2.15	8,683	6,459	1.78	9,274	4,731
八百津町	6.96	27,951	20,790	2.28	9,203	6,845	1.88	9,778	4,988
白川町	5.81	23,313	17,341	2.20	8,850	6,583	1.93	10,063	5,133
東白川村	9.15	36,706	27,303	2.33	9,384	6,980	2.10	10,966	5,594
御嵩町	6.22	24,944	18,554	2.32	9,365	6,966	1.79	9,349	4,769
白川村	4.32	17,329	12,890	2.18	8,804	6,548	1.75	9,104	4,644

(2) 平成 29 年度恵那市国民健康保険事業  
特別会計事業状況並びに平成 30 年度予  
算について



# 1. 事業勘定 決算（平成29年度）

## （1）歳入

（単位：円）

科 目		予算現額 A	決算見込み額 B	比 較 B-A		
保険料（税）	一般被保険者	医療給付分	834,950,000	848,004,831	13,054,831	
		後期高齢者支援金分	174,954,000	155,816,959	△ 19,137,041	
		介護納付金分	95,878,000	77,393,201	△ 18,484,799	
		小計 ①	1,105,782,000	1,081,214,991	△ 24,567,009	
	退職被保険者	医療給付費分	18,440,000	13,065,255	△ 5,374,745	
		後期高齢者支援分	3,900,000	2,344,024	△ 1,555,976	
		介護納付金分	7,173,000	3,630,288	△ 3,542,712	
	小計 ②	29,513,000	19,039,567	△ 10,473,433		
	計 ①+② ③	1,135,295,000	1,100,254,558	△ 35,040,442		
	国庫支出金	療養給付費等負担金	714,927,000	766,566,780	51,639,780	
高額医療費共同事業負担金		34,649,000	28,850,746	△ 5,798,254		
財政調整交付金		（普通調整分）	173,084,000	200,763,000	27,679,000	
		（特別調整分）	51,023,000	97,426,000	46,403,000	
国庫補助金		8,843,000	14,747,000	5,904,000		
計 ④	982,526,000	1,108,353,526	125,827,526			
療養給付費交付金（支払基金） ⑤	65,544,000	58,647,000	△ 6,897,000			
県支出金	高額医療費共同事業負担金	33,969,000	28,850,746	△ 5,118,254		
	財政健全化特別対策事業	14,004,000	14,004,000	0		
	財政調整交付金	（普通調整分）	208,982,000	251,252,000	42,270,000	
		（特別調整分）	0	0	0	
	県補助金	8,842,000	8,842,000	0		
計 ⑧	265,797,000	302,948,746	37,151,746			
前期高齢者交付金（支払基金） ⑨	1,892,625,000	1,892,625,094	94			
高額医療共同事業交付金（連合会） ⑩	1,159,583,000	1,160,508,916	925,916			
繰入金	一般会計	市町村補助	保険基盤安定分	255,941,000	255,940,115	△ 885
			職員給与費等	142,042,000	130,013,606	△ 12,028,394
			出産育児一時金	10,600,000	0	△ 10,600,000
			財政安定化支援事業	16,653,000	16,653,000	0
			その他	25,737,000	27,242,785	1,505,785
	小計 ⑪	450,973,000	429,849,506	△ 21,123,494		
	保険給付基金 ⑫	149,116,000	149,116,000	0		
計 ⑪+⑫ ⑬	600,089,000	578,965,506	△ 21,123,494			
繰越金 ⑭	265,895,000	265,894,824	△ 176			
その他の収入 ⑮	8,696,000	9,879,863	1,183,863			
合 計 ③+④+⑤+⑧+⑨+⑩+⑬+⑭+⑮	6,376,050,000	6,478,078,033	102,028,033			

## (2) 歳出

(単位：円)

科 目		予算現額 A	決算見込み額 B	不用額 A-B	
総務費 ①		143,149,000	125,291,543	17,857,457	
保険給付費等	一般被保険者	療養給付費	3,154,249,000	3,116,270,581	37,978,419
		療養費	25,958,000	22,337,465	3,620,535
		高額療養費	449,139,000	422,408,007	26,730,993
		移送費	100,000	0	100,000
		高額介護合算療養費	500,000	498,163	1,837
		小計 ②	3,629,946,000	3,561,514,216	68,431,784
	退職被保険者	療養給付費	60,881,000	49,636,390	11,244,610
		療養費	721,000	524,026	196,974
		高額療養費	11,575,000	8,913,421	2,661,579
		移送費	100,000	0	100,000
		高額介護合算療養費	500,000	0	500,000
	小計 ③	73,777,000	59,073,837	14,703,163	
	審査支払手数料 ④	11,960,000	6,933,155	5,026,845	
	出産育児諸費 ⑤	15,900,000	10,080,000	5,820,000	
葬祭諸費 ⑥	4,250,000	4,050,000	200,000		
計 ②+③+④+⑤+⑥ ⑦	3,735,833,000	3,641,651,208	94,181,792		
後期高齢者支援金等 ⑧	624,435,000	630,399,520	△ 5,964,520		
前期高齢者納付金等 ⑨	2,355,000	1,969,290	385,710		
老人保健 拠出金	老人医療費拠出金	1,000	0	1,000	
	事務費拠出金	24,000	15,189	8,811	
	計 ⑩	25,000	15,189	9,811	
介護納付金 ⑪	213,173,000	213,172,801	199		
高額医療共同事業拠出金 ⑫	1,208,080,000	1,208,078,661	1,339		
保健事業費 ⑬	30,518,000	24,650,968	5,867,032		
特定健康診査等事業費 ⑭	53,204,000	39,775,495	13,428,505		
公営企業補助金 ⑮	39,459,000	2,827,000	36,632,000		
基金等積立金 ⑯	247,732,000	247,731,736	264		
その他の支出 ⑰	28,087,000	54,559,160	△ 26,472,160		
予備費 ⑱	50,000,000	0	50,000,000		
合 計 ①+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱	6,376,050,000	6,190,122,571	185,927,429		
歳入合計	6,376,050,000	6,478,078,033	102,028,033		
歳出合計	6,376,050,000	6,190,122,571	185,927,429		
歳入歳出差引額	0	287,955,462	287,955,462		

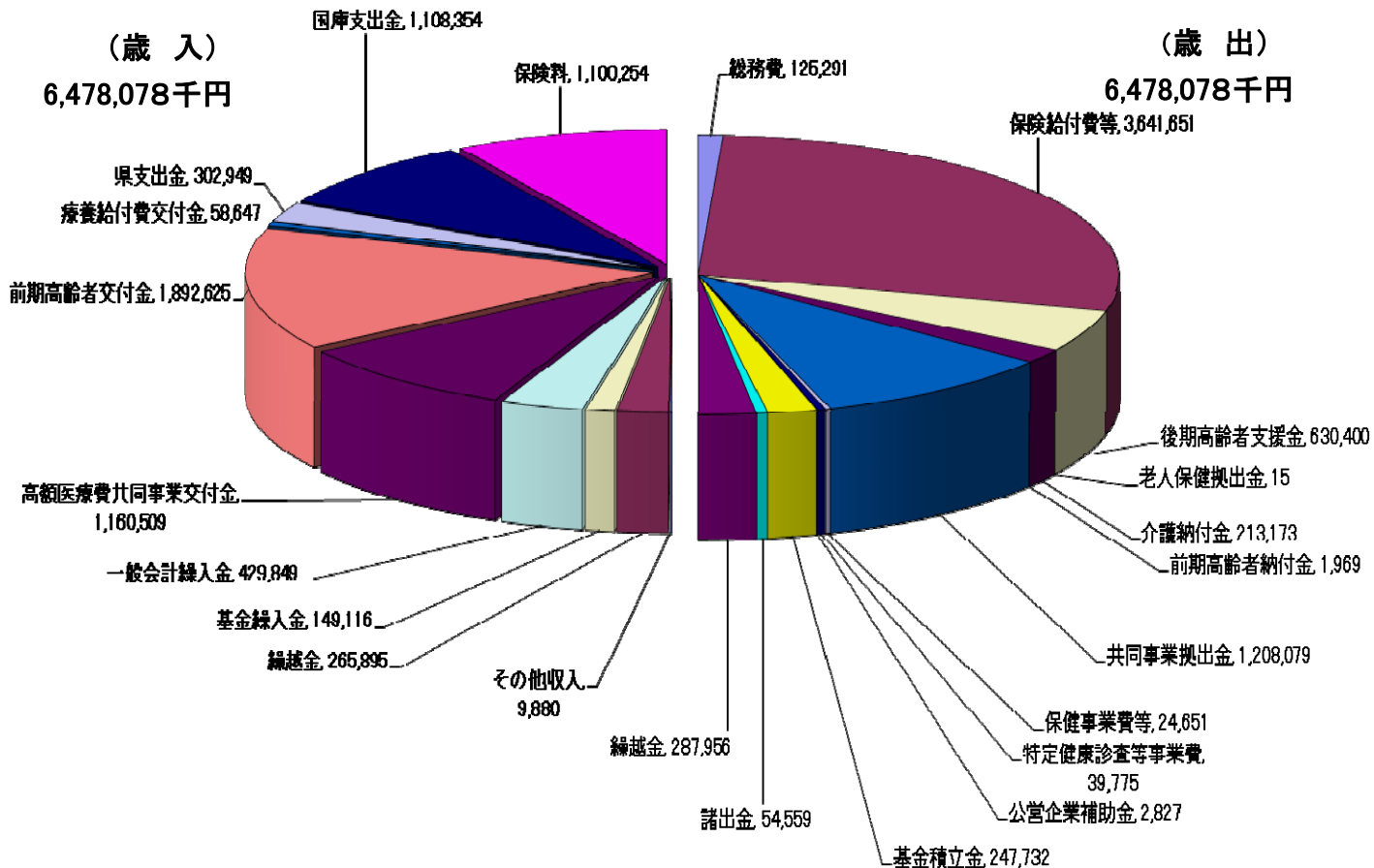
## (3) 国民健康保険給付基金の状況

(単位：円)

平成26年度末基金残高	381,387,421
平成27年度基金積立額	72,374,666
平成27年度基金取崩額	0
平成28年度基金積立額	187,760,302
平成28年度基金取崩額	33,355,000
平成29年度基金積立額	247,731,736
平成29年度基金取崩額	149,116,000
平成29年度基金積立残高	706,783,125

## 2. 国民健康保険の財政状況

平成 29 年度における恵那市国民健康保険の財政状況は、下の図のとおり歳入・歳出ともに 6,478,078 千円を見込んでおります。保険給付費等は保険料と国・県支出金等でまかなわれてい



(単位：千円)

歳 入		歳 出	
保険料	1,100,254	総務費	125,291
国庫支出金	1,108,354	保険給付費等	3,641,651
県支出金	302,949	後期高齢者支援金	630,400
療養給付費交付金	58,647	老人保健拠出金	15
前期高齢者交付金	1,892,625	介護納付金	213,173
高額医療費共同事業交付金	1,160,509	前期高齢者納付金	1,969
一般会計繰入金	429,849	共同事業拠出金	1,208,079
基金繰入金	149,116	保健事業費等	24,651
繰越金	265,895	特定健康診査等事業費	39,775
その他収入	9,880	公営企業補助金	2,827
		基金積立金	247,732
		諸出金	54,559
		繰越金	287,956
合 計	6,478,078	合 計	6,478,078

#### 4. 医療費等の状況

一般被保険者の医療の費用額の平成29年度は、平成28年度と比較して0.9%減で、一人当たりの医療費は1.0%増となっています。なお、被保険者は2.9%（338人）の減です。

退職被保険者では、平成28年度と比較して被保険者が53.7%（217人）の減となったため、費用額は、62.1%（116千円）の減となりました。一人当たりの医療費は18.0%減です。保険者全体では、一人当たりの医療費は1.01%の増加しています。

（上段：件数）

（下段：千円）

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
医療の 給付費等	一般被保険者	件 数	203,239	206,039	205,605	203,089	202,487
		費 用 額	4,108,636	4,312,668	4,352,735	4,312,853	4,300,070
		保険給付費	3,365,775	3,561,218	3,610,193	3,571,259	3,560,674
	退職被保険者	件 数	23,234	18,460	13,636	7,762	2,945
		費 用 額	512,517	386,113	254,886	187,170	71,003
		保険給付費	421,955	313,177	201,147	155,557	59,011
合 計	保険給付費	3,787,730	3,874,395	3,811,340	3,726,816	3,619,685	
出産育児費	件 数	45	41	39	28	27	
	保険給付費	19,019	17,340	16,316	11,760	10,080	
葬 祭 費	件 数	84	83	85	103	81	
	保険給付費	4,200	4,150	4,250	15,150	4,050	
1人当たりの 医療費 (円)	一般被保険者	325,591	349,232	363,091	370,775	380,739	
	退職被保険者	407,730	375,231	353,517	463,292	379,698	
	被保険者全体	333,032	351,232	362,548	373,880	380,722	

※1人当たりの医療費は、年間の医療費用額を年間平均被保険者数で除した数値です。

年間平均 被保険者数 (人)	一般被保険者	12,619	12,349	11,988	11,632	11,294
	退職被保険者	1,257	1,029	721	404	187
	合 計	13,876	13,378	12,709	12,036	11,481

## 5. 国民健康保険料の収納状況

### (1) 保険料の収納状況（平成29年度）

平成30年4月30日現在

項 目		調 定 額 (千円)	収 入 額 (千円)	収 納 率	
				平成29年度 (4/未現在)	平成28年度 (最終)
現 年 分	一般	1,082,679	1,038,356	95.90	95.80
	退職	18,409	17,942	97.46	98.54
	計	1,101,088	1,056,298	95.93	95.90
滞納繰越分	一般	144,174	42,858	29.72%	31.87%
	退職	3,479	1,097	31.53%	32.43%
	計	147,653	43,955	29.76%	31.88%

### (2) 保険料収納率の向上対策

#### ①納付相談の開催

納付機会を増やすため、休日及び夜間の納付相談（窓口開放）を実施した。

	内 容	主な実績
平成29年4月2日（日）	休日納付相談	相談3件
平成29年5月21日（日）	休日納付相談	0件
平成29年9月17日（日）	休日納付相談、 多重債務相談	納付1件 10,000円
平成30年1月28日（日）	休日窓口開庁	相談2件、納付2件 14,500円
平成30年2月25日（日）	休日窓口開庁	相談2件、納付3件 119,900円
平成30年3月25日（日）	休日窓口開庁	相談2件
毎月第3金曜日4月～3月まで12回	夜間納付相談	相談10件、納付34件 819,700円

#### ②滞納処分の実施

財産があっても納付しない滞納者に対し差し押えによる滞納処分を実施した。

- ・平成28年度 140件 6,090,461円
- ・平成29年度 121件 5,052,326円

### ③ 収納対策の研修

◎収納率向上アドバイザー派遣事業により、収納率向上のための研修を行った。

・平成29年7月20日（木）

岐阜県国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー 青柳進氏  
（公益財団法人 東京税務協会 専門講師）

### ④ 口座振替の促進

80%以上の振替率を維持。

82.37%（平成29年6月末現在）

### ⑤ 資格証明書、短期保険証の対象世帯

資格証明書・短期保険証の対象世帯

平成30年3月31日現在

	国保 世帯数	資格証明書		短期保険証		合 計	
		件数	交付率	件数	交付率	件数	交付率
平成28年度	7,191	12	0.16%	274	3.81%	286	3.97%
平成29年度	6,987	25	0.36%	256	3.66%	281	4.02%

納付相談や保険証更新の催促に応じない被保険者について、資格証明書を交付した。  
短期保険証は、滞納している被保険者に対して、6ヶ月以内の期間を定めた被保険者証を交付している。

## 6. 事業勘定 当初予算の状況（平成30年度）

### （1）歳入

（単位：円）

科 目			平成29年度 予算額 A	平成30年度 予算額 B	比 較 B-A	
保険料（税）	一般被保険者	医療給付分	827,587,000	784,887,000	△ 42,700,000	
		後期高齢者支援金分	174,954,000	283,533,000	108,579,000	
		介護納付金分	95,878,000	73,608,000	△ 22,270,000	
		小計 ①	1,098,419,000	1,142,028,000	43,609,000	
	退職被保険者	医療給付費分	18,440,000	3,174,000	△ 15,266,000	
		後期高齢者支援分	3,900,000	1,135,000	△ 2,765,000	
		介護納付金分	7,173,000	1,150,000	△ 6,023,000	
		小計 ②	29,513,000	5,459,000	△ 24,054,000	
	計 ①+② ③			1,127,932,000	1,147,487,000	19,555,000
	国庫支出金	療養給付費等負担金		783,365,000	0	△ 783,365,000
高額医療費共同事業負担金		34,649,000	0	△ 34,649,000		
財政調整交付金		（普通調整分）	183,037,000	0	△ 183,037,000	
		（特別調整分）	39,034,000	0	△ 39,034,000	
国庫補助金		8,843,000	0	△ 8,843,000		
計 ④			1,048,928,000	0	△ 1,048,928,000	
療養給付費交付金（支払基金） ⑤			121,052,000	0	△ 121,052,000	
県支出金	高額医療費共同事業負担金		346,490,000	0	△ 346,490,000	
	財政健全化特別対策事業		15,019,000	14,004,000	△ 1,015,000	
	財政調整交付金	（普通調整分）	228,675,000	3,414,840,000	3,186,165,000	
		（特別調整分）	0	55,502,000	55,502,000	
	県補助金		8,842,000	12,230,000	3,388,000	
計 ⑧			287,185,000	3,496,576,000	3,209,391,000	
前期高齢者交付金（支払基金） ⑨			1,873,075,000	0	△ 1,873,075,000	
高額医療共同事業交付金（連合会） ⑩			1,342,426,000	0	△ 1,342,426,000	
繰入金	一般会計 市町村補助	保険基盤安定分	283,227,000	229,204,000	△ 54,023,000	
		職員給与と費等	137,644,000	139,762,000	2,118,000	
		出産育児一時金	12,600,000	9,800,000	△ 2,800,000	
		財政安定化支援事業	15,788,000	16,653,000	865,000	
		その他	25,523,000	21,886,000	△ 3,637,000	
	小計 ⑪		474,782,000	417,305,000	△ 57,477,000	
保険給付基金 ⑫		186,469,000	1,000	△ 186,468,000		
計 ⑪+⑫ ⑬			661,251,000	417,306,000	△ 243,945,000	
繰越金 ⑭			1,000	1,000	0	
その他の収入 ⑮			3,750,000	5,230,000	1,480,000	
合 計 ③+④+⑤+⑧+⑨+⑩+⑬+⑭+⑮			6,465,600,000	5,066,600,000	△ 1,399,000,000	

## (2) 歳出

(単位：円)

科 目		平成29年度 予算額 A	平成30年度 予算額 B	比 較 B-A	
総務費 ①		138,751,000	140,842,000	2,091,000	
保険給付費等	一般被保険者	療養給付費	3,215,618,000	2,955,988,000	△ 259,630,000
		療養費	22,257,000	27,773,000	5,516,000
		高額療養費	474,527,000	385,850,000	△ 88,677,000
		移送費	100,000	100,000	0
		高額介護合算療養費	500,000	600,000	100,000
		小計 ②	3,713,002,000	3,370,311,000	△ 342,691,000
	退職被保険者	療養給付費	72,660,000	28,259,000	△ 44,401,000
		療養費	721,000	305,000	△ 416,000
		高額療養費	11,575,000	4,763,000	△ 6,812,000
		移送費	100,000	100,000	0
		高額介護合算療養費	500,000	400,000	△ 100,000
	小計 ③	85,556,000	33,827,000	△ 51,729,000	
	審査支払手数料 ④	11,960,000	10,702,000	△ 1,258,000	
出産育児諸費 ⑤	18,900,000	14,700,000	△ 4,200,000		
葬祭諸費 ⑥	4,250,000	5,500,000	1,250,000		
計 ②+③+④+⑤+⑥ ⑦	3,833,668,000	3,435,040,000	△ 398,628,000		
後期高齢者支援金等 ⑧	656,273,000	0	△ 656,273,000		
前期高齢者納付金等 ⑨	896,000	0	△ 896,000		
国民健康保険事業費納付金等 ⑩	0	1,315,597,000	1,315,597,000		
老人保健 拠出金	老人医療費拠出金	1,000	0	△ 1,000	
	事務費拠出金	24,000	0	△ 24,000	
計 ⑪	25,000	0	△ 25,000		
介護納付金 ⑫	247,684,000	0	△ 247,684,000		
高額医療共同事業拠出金 ⑬	1,428,322,000	0	△ 1,428,322,000		
共同事業拠出金 ⑭	0	11,000	11,000		
保健事業費 ⑮	23,971,000	30,027,000	6,056,000		
特定健康診査等事業費 ⑯	53,204,000	58,691,000	5,487,000		
公営企業補助金 ⑰	26,284,000	29,644,000	3,360,000		
基金等積立金 ⑱	300,000	1,957,000	1,657,000		
その他の支出 ⑲	6,222,000	4,791,000	△ 1,431,000		
予備費 ⑳	50,000,000	50,000,000	0		
合 計 ①+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫ +⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱	6,465,600,000	5,066,600,000	△ 1,399,000,000		
歳入合計	6,465,600,000	5,066,600,000	△ 1,399,000,000		
歳出合計	6,465,600,000	5,066,600,000	△ 1,399,000,000		
歳入歳出差引額	0	0	0		



(3) 平成 29 年度恵那市国保上矢作病院事業  
状況並びに平成 30 年度予算について

## 平成29年度国保上矢作病院事業状況

1. 病院長 西脇 巨記
2. 病床数 病床56床 (一般病床56床)
3. 診療科目 内科、呼吸器内科、消化器内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、肛門外科、整形外科、小児科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科  
(計12科)
4. 診療機能 24時間救急医療・人間ドッグ・保健・福祉
5. 医療機器 コンピュータ断層撮影装置 (CT)、乳房X線撮影装置 (マンモグラフィ) 等
6. 他の機能
  - ・訪問看護ステーション併設
  - ・かみやはぎ総合保健福祉センターと連携した健診業務
  - ・医療ソーシャルワーカーによる相談窓口
  - ・病院群輪番制病院による2次救急当番
  - ・臨床研修医 (地域研修) の受入 愛知医科大学病院・岐阜県立多治見・名古屋市立東部医療センター・名古屋市立西部医療センター・トヨタ記念病院
7. 診療受付 平日 昼間 午前8時30分～午前11時30分  
夜間 午後5時00分～午後6時30分

### 8. 医師数 (H30.4.1現在)

	常勤	非常勤
内科	2人	6人
外科	1人	11人
整形外科		2人
その他診療科		3人
合計	3人	22人

### 9. 平成29年度診療実績

	入院	外来
診療日数	365日	243日
延患者数	13,251人	18,744人
1日平均	36.3人/日	76.8人/日

○主な医療機器等の導入

- ・病院用ベッド更新（9台）・全身麻酔器
- ・自動分析装置 ・低周波治療器・錠剤分包機
- ・送迎車両（ハイエース）

○訪問看護ステーション

	介護保険	医療保険	合 計
診 療 日 数	244 日	244 日	244 日
延 患 者 数	1,873 人	636 人	2,509 人
1 日 平 均	7.6/人	2.6/人	10.2/人

○地域別入院患者数

	上矢作	岩村	山岡	明智	串原	旧恵那市	中津川	豊田・根羽	その他市町村	合 計
H25	7,417	3,772	1,962	1,354	1,213	253	187	1,136	36	17,330
H26	7,148	3,965	2,528	955	800	136	429	888	48	16,897
H27	6,458	3,322	2,133	846	1,145	258	94	819	68	15,143
H28	5,565	2,863	2,223	1,167	1,152	63	198	511	36	13,778
H29	5,166	2,809	1,441	955	1,457	526	628	258	11	13,251

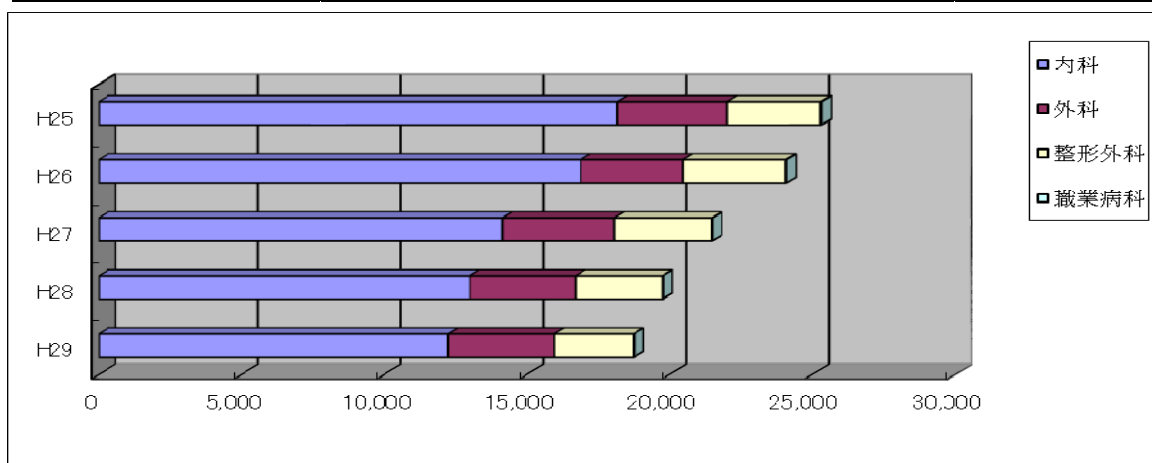
○地域別外来患者数

	上矢作	岩村	山岡	明智	串原	旧恵那市	中津川	豊田・根羽	その他市町村	合 計
H25	13,394	4,393	1,221	1,909	1,828	267	782	1,189	327	25,310
H26	13,024	4,003	1,876	1,184	1,646	293	748	1,065	249	24,088
H27	11,901	3,792	1,498	846	1,530	166	660	888	206	21,487
H28	10,962	3,390	1,278	934	1,431	216	609	757	178	19,755
H29	10,220	3,380	1,197	846	1,383	213	522	809	174	18,744

10. 各科別患者数（外来）の推移

(単位：人)

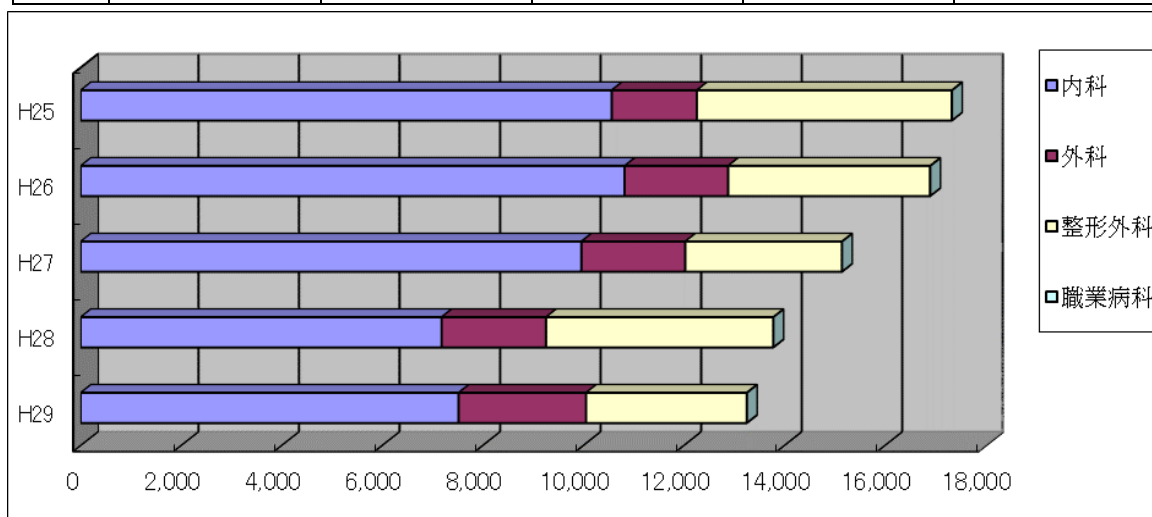
科年	内科	外科	整形外科	職業病科	合計
H25	18,175	3,847	3,258	30	25,310
H26	16,892	3,569	3,609	18	24,088
H27	14,161	3,914	3,405	7	21,487
H28	13,003	3,699	3,046	7	19,755
H29	12,251	3,720	2,765	8	18,744



11. 各科別患者数（入院）の推移

(単位：人)

科年	内科	外科	整形外科	職業病科	合計
H25	10,565	1,693	5,072	0	17,330
H26	10,820	2,061	4,016	0	16,897
H27	9,962	2,066	3,115	0	15,143
H28	7,181	2,077	4,520	0	13,778
H29	7,518	2,536	3,197	0	13,251



平成30年度 国民健康保険上矢作病院事業会計 当初予算概要

(1) 収益的収入関係

業務予定量

項目	平成29年度	平成30年度	増減額
入院			
病床数	56 床	56 床	0 床
一般	56 床	56 床	0 床
療養	0 床	0 床	0 床
診療予定日数	365 日	365 日	0 日
年間延べ患者数	16,425 人	15,330 人	△ 1,095 人
うち国保患者数	1,544 人	1,460 人	△ 84 人
1日平均患者数	45.0 人	42.0 人	△ 3 人
うち国保患者数	4.2 人	4.0 人	△ 0 人
患者1日あたり収入	27,889 円	29,714 円	1,825 円
外来			
診療予定日数	243 日	244 日	1 日
年間延べ患者数	22,113 人	20,740 人	△ 1,373 人
うち国保患者数	4,799 人	3,830 人	△ 969 人
1日平均患者数	91.0 人	85.0 人	△ 6 人
うち国保患者数	19.7 人	15.7 人	△ 4 人
患者1日あたり収入	14,000 円	14,500 円	500 円
訪問看護ステーション			
診療予定日数	243 日	244 日	1 日
年間延べ患者数	2,125 件	1,786 件	△ 339 件
うち国保患者数	319 件	268 件	△ 51 件
1日平均患者数	8.8 件	7.3 件	△ 2 件
うち国保患者数	1.3 件	1.1 件	△ 0 件
患者1日あたり収入	13,576 円	15,088 円	1,512 円

予算額(収益的収入)

項目	平成29年度	平成30年度	増減額
病院事業収益	1,042,000 千円	1,030,000 千円	△ 12,000 千円
医業収益	890,487 千円	881,898 千円	△ 8,589 千円
入院収益	458,075 千円	455,520 千円	△ 2,555 千円
外来収益	309,582 千円	300,730 千円	△ 8,852 千円
その他医業収益 特定健診などの検診料・予防接種料・職員健診料・病院群輪番制運営事業収入・救急病院に要する一般会計負担金など	122,830 千円	125,648 千円	2,818 千円
医業外収益	122,664 千円	121,154 千円	△ 1,510 千円
・一般会計負担金84,331千円 ・一般会計補助金31,487千円 ・国保調整交付金 484千円			
訪問看護ステーション	28,849 千円	26,948 千円	△ 1,901 千円
特別利益	0 千円	0 千円	0 千円

(2) 収益的支出関係

職員数

項目	平成29年度	平成30年度	増減額
職員数	61 名	60 名	△ 1 名
上矢作病院	57 名	56 名	△ 1 名
医師	3 名	3 名	0 名
看護師	30 名	29 名	△ 1 名
医療技術員 ・薬剤師 3 ・診療放射線技師 2 ・臨床検査技師 3 ・理学療法士 4 ・管理栄養士 1	13 名	13 名	0 名
事務職員	6 名	6 名	0 名
労務員	5 名	5 名	0 名
訪問看護ステーション	4 名	4 名	0 名
看護師	4 名	4 名	0 名

予算額〔収益的支出〕

項目	平成29年度	平成30年度	増減額
病院事業費用	1,042,000 千円	1,030,000 千円	△ 12,000 千円
医業費用	978,350 千円	969,994 千円	△ 8,356 千円
給与費	581,198 千円	590,213 千円	9,015 千円
その他医業費用 薬品などの材料費・委託料などの経費・減価償却費・研究研修費など	397,152 千円	379,781 千円	△ 17,371 千円
医業外費用 企業債利息・消費税及び地方消費税など	28,078 千円	23,591 千円	△ 4,487 千円
訪問看護ステーション	34,572 千円	35,415 千円	843 千円
給与費	31,699 千円	32,576 千円	877 千円
その他費用	2,873 千円	2,839 千円	△ 34 千円
予備費	1,000 千円	1,000 千円	0 千円

### (3) 資本的収入関係

#### 予算額（資本的収入）

項目	平成29年度	平成30年度	増減額
資本的収入	96,185 千円	43,329 千円	△ 52,856 千円
企業債	62,800 千円	32,000 千円	△ 30,800 千円
補助金	21,597 千円	0 千円	△ 21,597 千円
出資金	11,788 千円	11,329 千円	△ 459 千円

### (4) 資本的支出関係

#### 予算額（資本的支出）

項目	平成29年度	平成30年度	増減額
資本的支出	106,853 千円	53,524 千円	△ 53,329 千円
建設改良費	88,950 千円	37,252 千円	△ 51,698 千円
固定資産購入費	88,950 千円	37,252 千円	△ 51,698 千円
企業債元金償還金 ・ H29年度未予定未償還残高 160,397千円	17,903 千円	16,272 千円	△ 1,631 千円

#### 建設改良費明細

項目		金額	合計
医療機器購入費	・ X線透視撮影装置	29,700 千円	35,627 千円
	・ 送信機	631 千円	
	・ タニケットシステム	2,525 千円	
	・ 手動式除細動器	1,328 千円	
	・ 電子式診断用スパイロメーター	443 千円	
	・ 緊急医療機器	1,000 千円	
備品購入費	・ テーブル型冷凍冷蔵庫	543 千円	1,625 千円
	・ 食器洗浄機	1,082 千円	
合計			37,252 千円

※資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填する。

(4) 平成 29 年度恵那市国保診療所事業状  
況並びに平成 30 年度予算について



## 平成29年度国保診療所事業状況

### 《国保三郷診療所》

1. 所長 重光 良雄
2. 診療科目 内科・小児科
3. 主な設備 X線装置、心電計、腹部超音波装置、薬剤分包機
4. 他の業務 居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分  
午後診療 午後1時30分～午後4時30分
6. 職員数 (H30.4.1現在)  
常勤 医師1人 (H24より嘱託)、臨時看護師1人、医事業務委託 (1人)
7. 平成29年度診療実績

診療日数	238日
延患者数	2,853人
1日平均	12.0人/日

### 《国保飯地診療所》

1. 所長 板橋 雄二
2. 診療科目 内科・小児科・外科
3. 主な設備 X線装置、心電計、腹部超音波装置、薬剤分包機
4. 他の業務 居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前9時00分～午前12時00分  
午後診療 午後4時00分～午後5時00分
6. 職員数 (H30.4.1現在)  
常勤 医師1人、准看護師1人、医事業務委託 (1人)
7. 平成29年度診療実績

診療日数	233日
延患者数	3,640人
1日平均	15.6人/日

  - ・ X線診断装置更新

### 《国保岩村診療所 (恵那市透析センター)》

1. 所長 前野 禎
2. 診療科目 内科・小児科・整形外科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科
3. 主な設備 X線テレビ透視撮影装置、超音波診断装置、心電計、薬剤分包機、血球計測装置、生化学分析装置
4. 他の業務 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分  
午後診療 午後2時00分～午後5時00分  
(透析センターは、月～土曜日診療)

6. 職員数 (H30.4.1 現在)

○診療所 常勤9人 非常勤6人 ( ) 内は臨時職員10人  
 常勤医師1人、非常勤医師 (小児科2人・内科2人・整形外科1人・耳鼻咽喉科1人)、看護師4人 (1人)、准看護師 (1人)、放射線技師1人 (2人)、検査技師1人 (2人)、理学療法士1人、事務1人 (1人)、医事業務委託 (2人)、労務 (1人)

○透析センター 常勤8人 非常勤4人 ( ) 内は臨時職員1人  
 常勤医師1人 (診療所医師兼務)、非常勤医師4人、看護師5人、准看護師 (1人)、臨床工学技士3人

7. 平成29年度診療実績

	診療所	透析センター
診療日数	244日	313日
延患者数	11,331人	4,486人
1日平均	46.4人/日	14.3人/日

・汎用超音波画像診断装置更新

《国保山岡診療所 (歯科診療所)》【指定管理者制度】

1. 管理者 (所長) 改田 哲
2. 診療科目 内科・胃腸科・小児科・放射線科・整形外科・歯科
3. 主な設備 上部内視鏡装置、腹部エコー、心電計、視力検査装置、薬剤分包機、血球計測装置、生化学分析装置
4. 他の業務 在宅訪問、往診、ショートステイ回診、デイサービス往診・口腔ケア
5. 診療受付 平日 午前診療 午前8時30分～午前11時30分  
 午後診療 午後2時00分～午後4時30分  
 (医科 毎週火曜日は午後7時まで)  
 (歯科 午後1時30分～)

6. 職員数 (H30.4.1 現在)

診療所 常勤6人 非常勤4人 ( ) 内は臨時職員4人  
 医師1人、非常勤派遣医師3人、医療業務委託医師整形外科1人、歯科医師1人、看護師3人、歯科衛生士 (2人)、事務1人 (1人)、医事業務委託 (1人)

7. 平成29年度診療実績

	医科	歯科
診療日数	244日	232日
延患者数	7,582人	4,541人
1日平均	31.1人/日	19.6人/日

《国保串原診療所》

1. 所 長 渡邊 駿
2. 診療科目 内科・小児科・外科
3. 主な設備 心電計、薬剤分包機
4. 診療受付 火曜日 午後診療 午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分
5. 職 員 数 (H30.4.1 現在)  
非常勤医師 2 人 (国保上矢作病院 2 人) 薬剤師 (国保上矢作病院 1 人)、臨時准看護  
師 1 人 (国保上矢作病院 1 人)、医療事務 1 人 (国保上矢作病院 1 人)
6. 平成 29 年度診療実績

診 療 日 数	4 8 日
延 患 者 数	5 4 7 人
1 日 平 均	1 1 . 4 人 / 日

《国保上矢作歯科診療所》

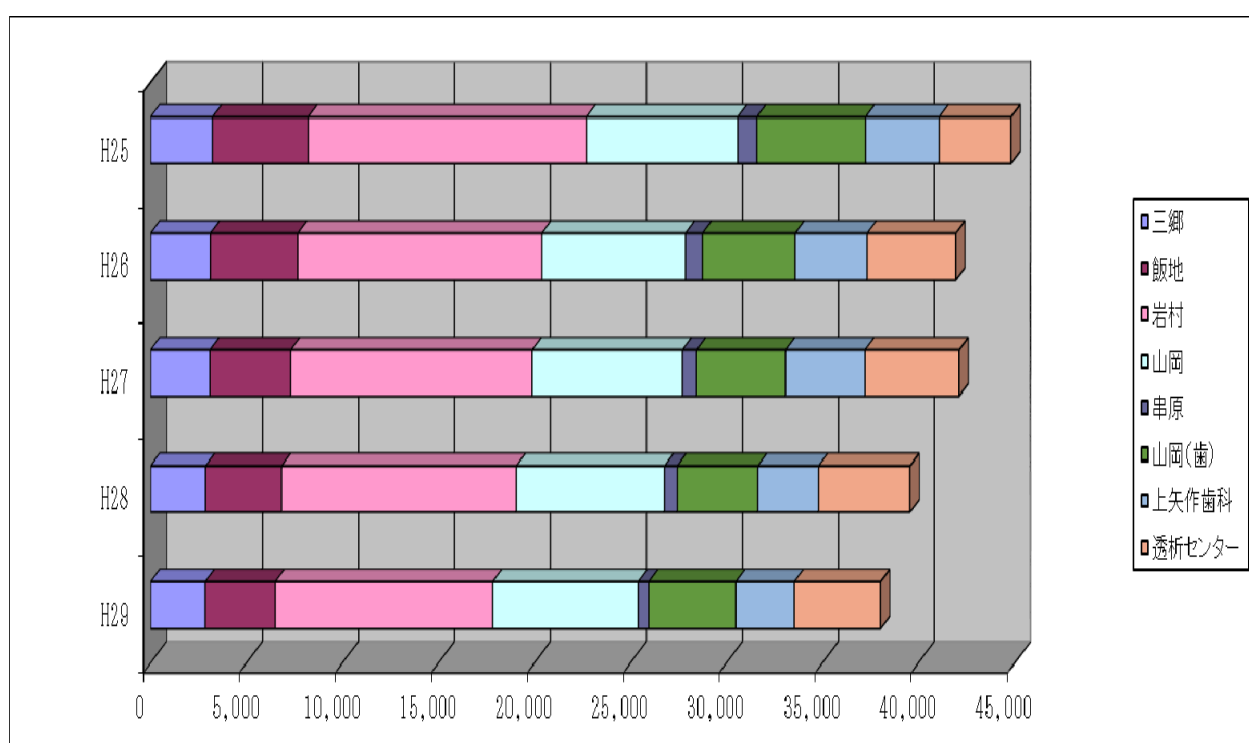
1. 所 長 石黒 幸司
2. 診療科目 歯科・小児歯科
3. 主な設備 診療チェア 4 台、X線装置 (パノラマ 1 台、デンタル 1 台)
4. 他の業務 往診
5. 診療受付 平日 午前診療 午前 9 時 00 分～午前 12 時 00 分  
午後診療 午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分  
(火曜日・金曜日は午後 7 時まで)  
第 1・第 3 木曜日は休診
6. 職員数 (H30.4.1 現在)  
歯科医師 1 人、臨時歯科医師 1 人、歯科衛生士 1 人、臨時歯科助手 1 人
7. 平成 29 年度診療実績

診 療 日 数	2 0 8 日
延 患 者 数	3, 0 3 9 人
1 日 平 均	1 4 . 6 人 / 日

■各診療所の患者数の推移

(単位：人)

科 年	医科					歯科		透析 センター	合計
	三郷	飯地	岩村	山岡	串原	山岡	上矢作		
H25	3,237	5,056	14,492	7,886	994	5,658	3,837	3,733	44,893
H26	3,125	4,551	12,710	7,487	877	4,827	3,748	4,612	41,937
H27	3,103	4,201	12,576	7,828	739	4,632	4,137	4,899	42,115
H28	2,871	3,959	12,226	7,722	664	4,193	3,165	4,757	39,557
H29	2,853	3,640	11,331	7,582	547	4,541	3,039	4,486	38,019



平成30年度 恵那市国民健康保険診療所事業会計 当初予算概要

① 収益的収入関係

項 目		合 計	三 郷	飯 地	岩 村	山 岡	串 原	山 岡 歯 科	上 矢 作 歯 科	透 析	地 域 医 療 課	
			診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	セ ン タ ー		
診療予定日数 <sup>※1</sup>	(日)	30年度	-----	244	244	244	244	48	244	224	312	-----
		29年度	-----	244	244	244	244	48	244	221	313	-----
		増減	-----	0	0	0	0	0	0	3	-1	-----
年間延べ患者数見込	(人)	30年度	37,151	2,732	3,830	10,809	7,320	556	4,392	3,005	4,507	-----
		29年度	38,278	2,806	4,026	11,736	7,344	628	4,343	3,027	4,368	-----
		増減	-1,127	-74	-196	-927	-24	-72	49	-22	139	-----
うち国保患者数見込	(人)	30年度	9,350	820	766	2,702	1,830	111	1,318	902	901	-----
		29年度	9,434	830	805	3,026	1,659	101	1,147	862	1,005	-----
		増減	-84	-10	-39	-324	171	10	171	40	-104	-----
1日平均患者数見込	(人)	30年度	174.2	11.2	15.7	44.3	30.0	11.6	18.0	13.4	30.0	-----
		29年度	180.8	11.5	16.5	48.1	30.1	13.1	17.8	13.7	30.0	-----
		増減	-6.6	-0.3	-0.8	-3.8	-0.1	-1.5	0.2	-0.3	0.0	-----
うち国保患者数見込	(人)	30年度	44.7	3.4	3.1	11.1	7.5	2.3	5.4	4.0	7.9	-----
		29年度	46.1	3.4	3.3	12.4	6.8	2.1	4.7	3.9	9.5	-----
		増減	-1.4	0.0	-0.2	-1.3	0.7	0.2	0.7	0.1	-1.6	-----
患者1人当り収入見込	(円)	30年度	8,084	9,693	12,124	6,571	0	15,878	0	8,297	27,212	-----
		29年度	11,606	9,444	13,755	7,413	11,724	13,139	7,037	7,070	29,543	-----
		増減	-3,521	248	-1,631	-842	-11,724	2,739	-7,037	1,227	-2,331	-----

※1 串原診療所は火曜日、午後のみ診療、上矢作歯科診療所は第1・3木曜日休診（火・金午後7時まで診療）、  
山岡診療所は毎週火曜日午後7時まで診療、透析センターは月～土曜日診療

項 目		合 計	三 郷 郷 診 療 所	飯 地 診 療 所	岩 村 診 療 所	山 岡 岡 診 療 所	串 原 診 療 所	山 岡 齒 科 診 療 所	上 矢 作 齒 科 診 療 所	透 析 セ ン タ ー	地 域 医 療 課
医業収益 (千円)	30年度	325,369	31,657	49,295	86,725	0	9,318	0	25,730	122,644	-----
	29年度	488,268	32,300	59,686	105,281	99,063	9,480	30,563	22,853	129,042	-----
	増減	-162,899	-643	-10,391	-18,556	-99,063	-162	-30,563	2,877	-6,398	-----
うち外来収益 (千円)	30年度	300,347	26,481	46,435	71,027	0	8,828	0	24,932	122,644	-----
	29年度	444,236	26,501	55,379	87,000	86,100	8,251	30,563	21,400	129,042	-----
	増減	-143,889	-20	-8,944	-15,973	-86,100	577	-30,563	3,532	-6,398	-----
うち他医業収益 <sup>※2</sup> (千円)	30年度	25,022	5,176	2,860	15,698	0	490	0	798		-----
	29年度	44,032	5,799	4,307	18,281	12,963	1,229	0	1,453		-----
	増減	-19,010	-623	-1,447	-2,583	-12,963	-739	0	-655	0	-----
その他収益 <sup>※3</sup> (千円)	30年度	240,931	11,997	23,588	84,756	24,508	4,759	13,709	24,129	23,634	29,851
	29年度	241,432	12,900	14,714	66,419	34,137	5,020	16,237	29,247	30,558	32,200
	増減	-501	-903	8,874	18,337	-9,629	-261	-2,528	-5,118	-6,924	-2,349
うち国保調整交付金 (千円)	30年度	27,000	6,000	9,000		2,000	1,000	2,000	7,000		
	29年度	12,000		2,000		2,000	1,000	2,000	5,000		
	増減	15,000	6,000	7,000	0	0	0	0	2,000	0	0
うち一般会計補助等 (千円)	30年度	213,931	5,997	14,588	84,756	22,508	3,759	11,709	17,129	23,634	29,851
	29年度	229,432	12,900	12,714	66,419	32,137	4,020	14,237	24,247	30,558	32,200
	増減	-15,501	-6,903	1,874	18,337	-9,629	-261	-2,528	-7,118	-6,924	-2,349
診療所事業収益 (千円)	30年度	566,300	43,654	72,883	171,481	24,508	14,077	13,709	49,859	146,278	29,851
	29年度	729,700	45,200	74,400	171,700	133,200	14,500	46,800	52,100	159,600	32,200
	増減	-163,400	-1,546	-1,517	-219	-108,692	-423	-33,091	-2,241	-13,322	-2,349

※2 他医業収益は、介護報酬・特定健診などの健診料・予防接種料・学校医等報酬・在宅当番医制事業収入・文書料など。

※3 その他収益は、国保調整交付金（へき地直営診療所運営補助金）・一般会計補助金・一般会計負担金・雑入など。

② 収益的支出関係

項 目		合 計	三 郷 飯 地 岩 村 山 岡 串 原 山 岡 齒 科 上 矢 作 齒 科 透 析 セ ン タ ー 地 域 医 療 課	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所
職員医師数 <sup>※4</sup>	(人)	30年度	4	1	1	1					1			----	
		29年度	4	1	1	1					1			----	
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	----	
職員看護師数 <sup>※5</sup>	(人)	30年度	11		1	4							6	----	
		29年度	12		1	4							7	----	
		増減	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	----	
職員医療技術員数 <sup>※6</sup>	(人)	30年度	6			2					1		3	----	
		29年度	7			2					2		3	----	
		増減	-1	0	0	0	0	0	0	0	-1	0	0	----	
職員事務員数	(人)	30年度	3			1								2	
		29年度	4			1								3	
		増減	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	
職員合計数	(人)	30年度	24	1	2	8	0	0	0	0	2		9	2	
		29年度	27	1	2	8	0	0	0	0	3		10	3	
		増減	-3	0	0	0	0	0	0	0	-1		-1	-1	

※ 職員数は、各年度4月1日現在

※4 三郷診療所はH24より嘱託医師。串原診療所医師は国保上矢作病院より派遣、透析センター医師は岩村診療所と兼務。山岡診療所・山岡歯科診療所はH29より指定管理者制度に移行。

※5 三郷診療所、串原診療所看護師は、臨時職員にて対応。山岡診療所はH29より指定管理者制度に移行。

※6 医療技術員は、放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・臨床工学技士・歯科衛生士。

項 目		合 計	三 郷 飯 岩 山 串 山 上 透 析 地 域	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	診 療 所	セ ン タ ー	医 療 課
医業費用 (千円)	30年度	549,290	42,126	70,188	168,621	23,040	13,177	13,661	48,936	141,018	28,523	
	29年度	701,797	43,594	71,548	168,469	123,400	13,637	43,689	51,133	155,519	30,808	
	増減	-152,507	-1,468	-1,360	152	-100,360	-460	-30,028	-2,197	-14,501	-2,285	
うち給与費 <sup>※7</sup> (千円)	30年度	315,732	18,930	34,133	115,985	0	0	0	36,268	82,292	28,124	
	29年度	316,092	19,033	34,261	111,072	0	823	0	34,012	86,699	30,192	
	増減	-360	-103	-128	4,913	0	-823	0	2,256	-4,407	-2,068	
うち他医業費用 <sup>※8</sup> (千円)	30年度	233,558	23,196	36,055	52,636	23,040	13,177	13,661	12,668	58,726	399	
	29年度	385,705	24,561	37,287	57,397	123,400	12,814	43,689	17,121	68,820	616	
	増減	-152,147	-1,365	-1,232	-4,761	-100,360	363	-30,028	-4,453	-10,094	-217	
その他費用 <sup>※9</sup> (千円)	30年度	17,010	1,528	2,695	2,860	1,468	900	48	923	5,260	1,328	
	29年度	27,903	1,606	2,852	3,231	9,800	863	3,111	967	4,081	1,392	
	増減	-10,893	-78	-157	-371	-8,332	37	-3,063	-44	1,179	-64	
診療所事業費用 (千円)	30年度	566,300	43,654	72,883	171,481	24,508	14,077	13,709	49,859	146,278	29,851	
	29年度	729,700	45,200	74,400	171,700	133,200	14,500	46,800	52,100	159,600	32,200	
	増減	-163,400	-1,546	-1,517	-219	-108,692	-423	-33,091	-2,241	-13,322	-2,349	

※7 給与費は、職員給料・手当・共済費・臨時職員賃金など。

※8 他医業費用は、薬品などの材料費・医師派遣委託料などの経費・減価償却費・研究研修費など。

※9 その他費用は、企業債利息・消費税及び地方消費税・予備費など。



③ 資本的収入及び支出関係

項 目		合 計	内 容
資本的収入 <sup>※10</sup> (千円)	30年度	61,170	企業債28,400千円 国庫補助金3,218千円 一般会計出資金 9,552千円 貸付金返済金20,000千円
	29年度	22,972	企業債 9,700千円 国庫補助金2,160千円 一般会計出資金11,112千円
	増減	38,198	
資本的支出 <sup>※10</sup> (千円)	30年度	66,000	
	29年度	29,700	
	増減	36,300	
うち建設改良費 (千円)	30年度	31,831	骨密度測定器（飯地） 歯科用チェアユニット（上矢作歯科）、人工透析装置（透析センター） 他備品等
	29年度	16,269	X線診断装置（飯地） 超音波診断装置（岩村） 他備品等
	増減	15,562	
うち企業債元金償還金（千円）	30年度	14,169	飯地、岩村、山岡、串原、上矢作歯科、透析 診療所等建設、医療機器購入
	29年度	13,431	13本 平成29年度末未償還残高：164,969千円 年利率：0.125～6.05%
	増減	738	
うち貸付金 (千円)	30年度	20,000	山岡診療所短期貸付金
	29年度	0	
	増減	20,000	

※10 資本的収入見込み額が資本的支出見込み額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする。

(5) 恵那市国民健康保険条例の一部改正  
について

## 1. 【改正理由】

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 27 年 5 月成立）により、国民健康保険については都道府県が財政運営の責任主体となること、平成 30 年度税制改正の大綱」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部を改正する政令が平成 30 年 1 月 31 日公布されたので、恵那市国民健康保険条例の一部を改正する。

## 2. 【内 容】

- (1) 国民健康保険料の基礎賦課総額について、市から県へ納付する国民健康保険事業費納付金を加える。
- (2) 岐阜県国民健康保険運営協議会が示した国民健康保険料の賦課方式を現行 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から 3 方式（所得割・均等割・平等割）に変更する。また所得割の賦課総額を現行 100 分の 40 から 100 分の 50 へ引き上げる。
- (3) 国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険料の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正する。
  - ・国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ  
国民健康保険の保険料の基礎賦課額にかかる賦課限度額を現行 54 万円から 58 万円に引き上げる。
  - ・国民健康保険料の減額の対象となる軽減所得判定基準の引き上げ  
被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を現行 27 万円から 27 万 5 千円に引き上げ、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を現行 49 万円から 50 万円に引き上げる。

## 3. 【施 行 日】平成 30 年 4 月 1 日

## 恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成16年恵那市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に、「法令で定める」を「法令に定めがある」に改める。

第2条の見出しを「（本市の国民健康保険の運営に関する協議会の委員の定数）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「委員の定数」を「定数」に、「次に」を「次の各号に」に改める。

第4条中「民法（明治31年法律第9号）」を「民法（明治29年法律第89号）」に改める。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

第10条の3第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

- イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
  - ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
  - エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
  - オ 保健事業に要する費用の額
  - カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
- ア 法第74条の規定による補助金の額
  - イ 法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後

期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額  
第11条中「、資産割額」を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「一般被保険者に係る」を削り、「当該年度の初日における一般被保険者の数」を「当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「世帯の数」を「世帯の数等を勘案して算定した数」に改め、同号を同項第3号とする。

第14条の2中「、資産割額」を削る。

第14条の4を次のように改める。

#### 第14条の4 削除

第14条の5の2各号中「第14条第1項第4号」を「第14条第1項第3号」に改める。

第14条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第14条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の6の3中「、資産割額」を削る。

第14条の6の5を次のように改める。

第14条の6の5 削除

第14条の6の6第1項第1号中「100分の40」を「100分の50」に、「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）」を「国民健康保険法施行令」に、「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「一般被保険者の数」を「一般被保険者の数等を勘案して算定した数」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「一般被保険者が属する世帯の数」を「一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数」に改め、同号を同項第3号とする。

第14条の6の7中「、資産割額」を削る。

第14条の6の9を次のように改める。

第14条の6の9 削除

第14条の6の11各号中「第14条の6の6第1項第4号」を「第14条の

6の6第1項第3号」に改める。

第14条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の8中「、資産割額」を削る。

第14条の10を次のように改める。

第14条の10 削除

第14条の11第1項第1号中「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3項中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「介護納付金賦課被保険者の数」を「介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「初日」を「前年度及びその直前の2か年度の各年度」に、「世帯の数」を「世帯の数等を勘案して算定した数」に改め、同号を同項第3号とする。

第18条第1項各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第4項及び第5項中「54万円」を「58万円」に改める。

第26条第2項を次のように改める。

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用



保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

恵那市国民健康保険条例の一部改正について（平成16年恵那市条例第98号）

新	旧
<p>(本市が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、<u>法令に定めがあるもの</u>のほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(本市の国民健康保険の運営に関する協議会の委員の定数)</u></p> <p>第2条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の定数は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であつて、<u>民法（明治29年法律第89号）</u>の規定による扶養義務者のいない者は、被保険者としな<del>い</del>。</p> <p>第5条～第10条 (略)</p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p>第10条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令</p>	<p>(本市が行う国民健康保険 )</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険 については、<u>法令で定める</u> ものほか、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(国民健康保険運営協議会委員の定数)</u></p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会 (以下「協議会」という。)の委員の定数は、<u>次に</u> 定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であつて、<u>民法（明治31年法律第9号）</u>の規定による扶養義務者のいない者は、被保険者としな<del>い</del>。</p> <p>第5条～第10条 (略)</p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p>第10条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（令第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>

恵那市国民健康保険条例の一部改正について（平成16年恵那市条例第98号）

新	旧
<p><u>第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p><u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p><u>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介</u></p>

新	旧
<p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに</p>	<p>（追加）  <u>護納付金の納付に要する費用を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）</u></p>

新	旧
<p>入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p>	<p><u>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第81条の2第1項の規定による交付金その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額</u></p>

新	旧
<p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額 <u>                    </u> 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。</p>	<p>旧</p> <p>(3) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。</p>

新	旧
<p>第12条 (略)</p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>                    </u> 基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>                    </u> 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2か年度の各年度</u>における一</p>	<p>第12条 (略)</p> <p><u>(一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定)</u></p> <p>第13条 第11条の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>一般被保険者に係る</u> 基礎賦課総額の100分の40に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 資産割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の10に相当する額を一般被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額（令第29条の7第2項第7号ただし書に規定する場合にあつては、施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(3) 被保険者均等割 <u>一般被保険者に係る</u> 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数 <u>                    </u> で除して得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の<u>初日</u> <u>                    </u> における一</p>

新	旧
<p>一般被保険者が属する<u>世帯の数等を勘案して算定した数</u>から特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ、ウ（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>（退職被保険者等に係る基礎賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額<u>                    </u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額<u>                    </u>及び被保険者均等割額の合計額の総額）とする。</p> <p>第14条の3（略）</p> <p><u>第14条の4 削除</u></p>	<p>一般被保険者が属する<u>世帯の数</u>から特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ、ウ（略）</p> <p>2、3（略）</p> <p>（退職被保険者等に係る基礎賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合計額の総額）とする。</p> <p>第14条の3（略）</p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定）</u></p> <p><u>第14条の4 第14条の2の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の土</u></p>

新	旧
<p>第14条の5（略）</p> <p>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）</p> <p>第14条の5の2 第14条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>第14条第1項第3号</u>アに定めるところにより算定した額</p> <p>（2）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） <u>第14条第1項第3号</u>イに定めるところにより算定した額</p> <p>（3）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） <u>第14条第1項第3号</u>ウに定めるところにより算定した額</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）は、<u>58万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p>	<p><u>地及が家屋に係る固定資産税額に、第14条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>第14条の5（略）</p> <p>（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）</p> <p>第14条の5の2 第14条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>第14条第1項第4号</u>アに定めるところにより算定した額</p> <p>（2）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） <u>第14条第1項第4号</u>イに定めるところにより算定した額</p> <p>（3）特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） <u>第14条第1項第4号</u>ウに定めるところにより算定した額</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条第1項において同じ。）は、<u>54万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p>

新	旧
<p>第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p><u>（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）</u></p> <p><u>（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p>	<p>第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p><u>（1） 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</u></p> <p><u>（2） 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費交付金を除く。）の額の合算額</u></p>

新	旧
<p><u>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>（3） （略）</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額_____及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。</p> <p>第14条の6の4 （略）</p> <p><u>第14条の6の5 削除</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第14条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</p>	<p>（追加）</p> <p>（3） （略）</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。</p> <p>第14条の6の4 （略）</p> <p><u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定）</u></p> <p><u>第14条の6の5 第14条の6の3の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第14条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率</p>

新	旧
<p>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の50</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（<u>国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号</u>ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則<u>第32条の9の2</u>に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 (削除)</p> <p><u>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数</u>で除して得た額</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2か年度の各年度</u>における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額</p>	<p>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（<u>国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第3項第4号</u>ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則<u>第32条の9</u>に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p><u>(2) 資産割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の10に相当する額を一般被保険者に係る土地及び家屋に係る固定資産税額（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第6号</u>ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則<u>第32条の9</u>に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p><u>(3) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日</u>における一般被保険者の数で除して得た額</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額</p>

新	旧
<p><u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額</u>（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額 <u>及び被保険者均等割額の合算額の総額</u>）とする。</p> <p>第14条の6の8 (略)</p> <p><u>第14条の6の9 削除</u></p> <p>第14条の6の10 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第14条の6の11 第14条の6の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>第14条の6の6第1項第3号</u>アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） <u>第14条の6の6第1項第3号</u>イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過</p>	<p><u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</p> <p>第14条の6の8 (略)</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)</u></p> <p><u>第14条の6の9 第14条の6の7の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額（土地及び家屋に係る固定資産税額）に、第14条の6の6の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>第14条の6の10 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第14条の6の11 第14条の6の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 <u>第14条の6の6第1項第4号</u>アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） <u>第14条の6の6第1項第4号</u>イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過</p>

新	旧
<p>する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） <u>第14条の6の6第1項第3号ウ</u>に定めるところにより算定した額</p> <p>第14条の6の12（略）</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第14条の7（略）</p> <p><u>（1）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）</u></p> <p><u>（2）当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の</u></p>	<p>する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） <u>第14条の6の6第1項第4号ウ</u>に定めるところにより算定した額</p> <p>第14条の6の12（略）</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第14条の7（略）</p> <p><u>（1）当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額</u></p> <p><u>（2）当該年度における法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額</u></p> <p>（追加）</p>

新	旧
<p><u>納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額 <u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</u></p> <p>第14条の9（略）</p> <p><u>第14条の10 削除</u></p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第14条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1）所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の50</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 <u>（削除）</u></p>	<p>（3）（略）</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>第14条の9（略）</p> <p><u>（介護納付金賦課額の資産割額の算定）</u></p> <p><u>第14条の10 第14条の8の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次次の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第14条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1）所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p><u>（2）資産割 介護納付金賦課総額の100分の10に相当する額を介護納付金賦課被保険者の土地及び家屋に係る固定資産税額（令第29条の7第4項第</u></p>



新	旧
<p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2か年度の各年度</u>における<u>介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数</u>で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2か年度の各年度</u>における介護納付金賦課被保険者の属する<u>世帯の数等を勘案して算定した数</u>で除して得た額</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第14条の12～第17条 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等</p>	<p>6号ただし書に規定する場合にあっては、<u>施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。</u>)の総額で除して得た数</p> <p>(3) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における<u>介護納付金賦課被保険者の数</u>で除して得た額</p> <p>(4) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における介護納付金賦課被保険者の属する<u>世帯の数</u>で除して得た額</p> <p>2、3 (略)</p> <p>第14条の12～第17条 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等</p>

新	旧
<p>割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>50万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の7」と「<u>58万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「16万円」と、第3項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>49万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の7」と「<u>54万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「16万円」と、第3項中「第14条」とあるのは「第14条の11」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>第18条の2～第25条（略）</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>第27条以降（略）</p>	<p>第18条の2～第25条（略）</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。ただし、本市が番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りではない。</p> <p>第27条以降（略）</p>